

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 7 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成19年11月27日（火曜日）		開会 10時00分		閉会 12時30分	
開催場所		第二委員会室					
出席委員		山木、清水、中田、田村、山腰、水口				事務局	飯沼事務局長
		委員外議員～窪之内					田湯副主幹
欠席委員		なし					山本主査
説明員		別紙のとおり			議 件		別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。						
	(1) 専決処分について						
	(2) 滝川ふれ愛の里地ビール製造施設の指定管理者公募の結果について						
	(3) 麦・大豆品質向上対策費補助金について						
	(4) 米麦の出荷状況について						
	(5) 農地・水・環境保全向上対策について						
	(6) 高等技術専門学院の新しい推進体制に関する基本方針（中長期ビジョン）の策定に伴う今後の対応について						
	(7) アクロスプラザたきかわの出店状況について						
	(8) 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例について						
	(9) 滝川市航空科学センターの指定管理について						
	(10) 産業サポート助成事業について						
	(11) 滝川都市計画特別用途地区（大規模集客施設立地制限地区）の変更について						
	(12) 滝川都市計画大規模集客施設制限地区建築条例の制定について						
	(13) 滝川都市計画特別工業地区建築条例等の改正について						
	(14) 専決処分について						
	(15) 上下水道料金請求先口座誤りにについて						
	(16) 中空知広域水道企業団水道料金の改定について						
	(17) 滝川市道路占用条例及び滝川市下水道条例の改正について						
	(18) 一般会計補正予算（除雪機械購入）について						
(19) 除排雪事業について							
(20) 一般会計土木費（住宅管理費）の減額補正について							

平成19年11月26日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成19年11月2日付け滝議第110-2号で通知がありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

市長の委任を受けた者

経済部長	中 嶋 康 雄
経済部参事	江 上 充 明
経済部商工労働課長	吉 井 裕 視
経済部商工労働課主幹・農政課主幹	野 澤 秀 徳
経済部商工労働課地域振興室長	長 瀬 文 敬
経済部商工労働課地域振興室主任主事	田 村 拓 也
経済部商工労働課元気タウン推進室長	千 田 史 朗
経済部商工労働課元気タウン推進室次長	岸 祐 一
経済部商工労働課観光室副主幹	日 口 裕 二
経済部農政課長	多 田 幸 秀
経済部農政課副主幹	新 井 敏 幸
経済部農政課主査	阪 本 康 雅
経済部農政課主査	木 村 純
建設部長	岡 部 豊
建設部都市計画課長	堀 下 博 正
建設部都市計画課副主幹	武 藤 一 男
建設部都市計画課主査	湯 浅 芳 和
建設部都市計画課下水道室長	千 葉 強
建設部土木課長	大 平 正 一
建設部土木課副主幹	川 本 滋
建設部土木課副主幹	平 山 雅 彦
建設部建築住宅課長	三 谷 文 彰
建設部建築住宅課副主幹	江 口 伸 明
建設部建築住宅課主査	三 吉 修 司
建設部建築住宅課主任主事	万 年 英 人

(総務部総務課総務グループ)

第7回 経済建設常任委員会

H19. 11. 27(火) 10:00～

第 二 委 員 会 室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《経済部》

- | | | |
|--|------|-------|
| (1) 専決処分について | (資料) | 商工労働課 |
| (2) 滝川ふれ愛の里地ビール製造施設の指定管理者公募の結果について | (資料) | 農政課 |
| (3) 麦・大豆品質向上対策費補助金について | (資料) | 農政課 |
| (4) 米麦の出荷状況について | (資料) | 農政課 |
| (5) 農地・水・環境保全向上対策について | (資料) | 農政課 |
| (6) 高等技術専門学院の新しい推進体制に関する基本方針（中長期ビジョン）の策定に伴う今後の対応について | (資料) | 商工労働課 |
| (7) アクロスプラザたきかわの出店状況について | (資料) | 商工労働課 |
| (8) 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例について | (資料) | 商工労働課 |
| (9) 滝川市航空科学センターの指定管理について | (資料) | 商工労働課 |
| (10) 産業サポート助成事業について | (資料) | 商工労働課 |

《建設部》

- | | | |
|---|---------|-------|
| (11) 滝川都市計画特別用途地区（大規模集客施設立地制限地区）の変更について | (資料-1) | 都市計画課 |
| (12) 滝川都市計画大規模集客施設制限地区建築条例の制定について | (資料-2) | 建築住宅課 |
| (13) 滝川都市計画特別工業地区建築条例等の改正について | (資料-3) | 建築住宅課 |
| (14) 専決処分について | (資料-4) | 建築住宅課 |
| (15) 上下水道料金請求先口座誤りについて | (資料-5) | 都市計画課 |
| (16) 中空知広域水道企業団水道料金の改定について | (資料-6) | 都市計画課 |
| (17) 滝川市道路占用条例及び滝川市下水道条例の改正について | (資料-7) | 土木課 |
| (18) 一般会計補正予算（除雪機械購入）について | (資料-8) | 土木課 |
| (19) 除排雪事業について | (資料-9) | 土木課 |
| (20) 一般会計土木費（住宅管理費）の減額補正について | (資料-10) | 建築住宅課 |

2. 第4回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第7回 経済建設常任委員会

H19. 11. 27 (火) 10時00分

第二委員会室

開 会 10:00

委員動静報告

委員長 全員出席。委員外議員として窪之内議員の出席を許可。報道機関から毎日新聞社、空知新聞社の傍聴を許可。

1 所管からの報告事項について

委員長 (1) について説明を願う。

(1) 専決処分について

中嶋部長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (1) については報告済みとする。

委員長 (2) から (5) までの4件を一括して説明願う。

(2) 滝川ふれ愛の里地ビール製造施設の指定管理者公募の結果について

(3) 麦・大豆品質向上対策費補助金について

(4) 米麦の出荷状況について

(5) 農地・水・環境保全向上対策について

江上参事 ((2) について、別紙資料に基づき説明する。)

多田課長 ((3)、(4) について、別紙資料に基づき説明する。)

新井副主幹 ((5) について、別紙資料に基づき説明する。)

委員長 北海道新聞社の傍聴を許可する。一括して質疑を行う。質疑はあるか。

副委員長 ① 麦・大豆品質向上対策の交付金の返還について、受けていたのは地域水田農業推進協議会で、直接市ではないが、協議会のメンバーに市が入っていたと思うが、だれが協議会のメンバーになっていたか。また、市の役割はどのようなものか。

② 大豆の契約栽培のとらえ方が、この制度の趣旨と違っていたとの説明であったが、具体的にどのように違っていたのか。

③ 交付金を返還しなければならない農家の戸数は。

④ 他府県もしくは道内の状況は滝川市と同じ状況なのか。それとも滝川市のみが特殊な事例だったのか。

多田課長 ① 協議会の会長は滝川市長である。その下に幹事会があり、幹事長は滝川市経済部長である。事務局は、局長が農政課長、次長はJAたきかわ営農振興課長である。市と農協を中心としてこの組織を立ち上げているが、農業委員会、農民協議会等関係機関からも参画している。

④ 道内の状況としては、空知管内にも滝川市と同じく交付金を返還する状況のところがある。さらに、上川管内はほとんどが返還の状況にあると聞いている。また、ことしの会計検査の他府県の対象地域では、この問題が調査対象になっていたようである。

③ 返還対象戸数は16戸。

② 対象事業は大豆契約栽培となっていたが、契約に関して実需者との直接契約なのか、あるいは、系統を通じた契約なのか、という点で契約についてのとらえ方の違いが発生したところである。滝川市の事務局としては、大豆契約栽培も契約の一つであるとの考え方をもとに進めてきたが、会計検査からは、そのような認識をしておらず、直接に実需者との契約栽培をしたものしか対象と

副委員長 ならないとの指摘を受け、当初の考え方との違いが生じたところである。契約栽培はいろいろなパターンがあると思う。例えば、書面で農家と加工メーカーとが結ぶものや、あるいはスーパー系列と契約するものがあると思うが、出荷については、系統を通じるものや出荷後直接実需者というパターンもあると思う。今回の場合は、契約及び出荷の流れのすべてが実需者と農家が直でなければ対象とならないということで、実態はそうなっていなかったのか再度確認する。

多田課長 滝川の大豆については、直接実需者に向かっていくものに関しては、ほとんどない。系統を通しての取り扱いとされているが、系統を通して、系統の次に必要なところが、実需者としてはっきりしているものについては、この制度の対象になってくるとのことである。中には、系統を過ぎてからのとらえ方がはっきりしていなかった面があったと考えている。

副委員長 農家としては、協議会、いわゆる市の指導の下に実施したが、返還しなければならなくなったという構図であると思う。出荷の段階で系統から実需者に行くということがはっきりしていないことが指摘されたとのことであるが、契約栽培である以上、実需者の依頼の下に一定量を計画栽培していると思う。当然出荷の方法についても、系統を通していくことが確認されていると考える。これらのことが計画書の段階で記載されていれば、このような問題は発生しなかったのか、それとも、記載されていなかったから問題なのか、何が問題点なのか理解しがたい。書類上の問題なのか、事実と違う計画を立てて運用したことが問題なのか、再度説明を求める。

多田課長 この契約に関しては、事業が始まった段階で契約のとらえ方について協議会として空知支庁に確認を行った。その時点では、大豆契約栽培で品質向上対策が可能であるとのやり取りがあり、それに従って進めてきたところである。しかしながら、その後の会計検査において、大豆契約栽培だけではなく、それ以降の実需者との契約がなければ、事業の対象にならないと指摘があった。それを受けて、協議会と空知支庁との間で確認作業を行ってきた。当初の段階では補助金の返還に応じないとの話もあったが、会計検査としては全国一律の基準であり、返還に応じなければ強制的に返還命令を下すとのことから、協議会としても返還という道をとらざるを得なかった。

副委員長 これは国の交付金制度であるから、様式が定められており、その様式に従って記入すべきことを書いていくわけであるから、市が独自の様式をつくって申請するような性格のものではないと思う。全国統一の様式に従って申請されると思う。そうすると、実需者との契約がなかったとの説明であったが、その契約は制度上どのような規定になっていたのかがポイントであると考える。もともと様式がないものであれば、制度上に問題があるだろうし、様式があるのであればその様式に従って記入すればよいのであって、会計検査院の指摘がおかしいことになるのでは。

木村主査 大豆の播種前契約というのは、かなり制度的に複雑であるが、2つあり、すべて生産者との播種前契約である。1つは、大豆を生産しているほとんどの農家が加盟している播種前契約で、農協の系統と生産者との契約である。もう一つ上のランクの契約とは、さらにプレミアの契約として生産者から農協系統、農協系統からさらに実需者という契約がある。これらのどの部分が契約栽培に相当するかという確認であって、そもそも事務的な面ではこの部分の様式につい

ては国では一切規定していない。要綱、要領にもあくまで全農が定める大豆契約栽培の実施要領というような記載しかなかったところである。この部分で疑義が生じたところであり、始めに説明した広い範囲での契約栽培を該当させてしまったところである。ちなみに大豆については、ごく一部を除いてほぼ全部が実際に実需者に渡っている。したがって、2つの系統の契約のうちのプレミアの部分が該当するという解釈の錯誤があったところである。

副委員長

① プレミアでない部分については、系統と生産農家との播種前契約で、実需者と系統との部分が抜けたもので、実需者と生産者が契約栽培したものではないという書類を提出していたと確認してよいか。

② プレミアの意味は。この場合、実需者と系統の播種前契約の書類も交付金申請時に含まれていたのか。

木村主査

① 広い範囲での契約栽培では、JAたきかわにおいてほぼ全量が一定の業者との間で、入札の前段階で指定買いというような形になっており、その契約書については農協に存在している。ただ個人ごとの契約書はなかった。

② プレミアの内容について、より品質のよいものを供給するという、普通の単価に一定の金額を上乗せするという契約があり、これをプレミアと言っている。この契約については個人名が明記されたものである。ただし、この契約について相手先の個人名は明記されているが、契約の相手方は系統である。このプレミアの部分だけが今回の対象ということである。広い意味での契約栽培についても個人名がすべて挙げられており、申請時においてどの部分の契約者を添付すべきかという指示は当初からされていなかったところである。

副委員長

担い手のための今回の補助制度を活用した農家は16戸であり、1件当たり30万円弱で、これを受け取ることができなかったわけであるが、これは制度に問題があるのか。空知支庁の確認を取っていたのだから会計検査院も厳しすぎるとの感がある。既に返還することを決定したとのことであるが、こういうことが繰り返されることは問題である。単に会計検査院に迎合するのではなく、実態に合わせて検査することを求める必要があるのではないかと考える。

多田課長

協議会として確認作業に大いに不十分な点があったと反省をしている。生産農家には一切非がないことも理解しているつもりである。今回の指摘部分については、国の考え方と滝川市の取り組みにかなり違いがあったということと、全道的な状況を見ても交付金を返還する地域が少ない状況にあり、きちんと取り組んでいる地域もある。これらの点を踏まえて、協議会としては今後の確認作業を徹底し、事業に取り組んでいかなければならないと考えている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) (2)から(5)までは報告済みとする。

(6) 高等技術専門学院の新しい推進体制に関する基本方針（中長期ビジョン）の策定に伴う今後の対応について

委員長

(6)について説明願う。

吉井課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

水口

① 道の労働審議会に対する答申が妥当であり、これを踏まえて滝川市としては存続できることに変わりはないが、やむを得ない結果であると結論づけたと判断してよいか。それとも、まだ一縷の望みを持ちながらも存続の可能性に賭けていくのか、廃止やむなしと判断したのか、その辺の度合いを伺う。

② 地域要望の協議に関して、中空知地域職業訓練センターを受け皿とした点

について、高等技術専門学院が担ってきた役割、持ってるノウハウと中空知地域職業訓練センターが持ってるノウハウにはかなり違いがあると思う。中空知地域職業訓練センターが高等技術専門学院の代わりを担うことはかなり難しいと聞いているが、この点に関しても引き続き道とのかかわりが継続される仕組みの構築の中で、確実に達成をしていくという意味合いを持って、「地域要望の協議にあたって」という提案がなされているのか。

中嶋部長

①② 資料には記載していないが、10月22日には釧路市北海道議会議員宛に要望書を提出しており、網走市は存続の要望を提出しているが、滝川市としては機能の存続を要望しているところである。また、北海道議会第4回定例会においては高等技術専門学院の存続に関して定例会において質問がなされるという情報もあり、側面からの動きもあるが、これらを注視しながら市としてはあきらめたわけではなく、一縷の望みを託しつつ、北海道との情報交換では職業訓練の灯は消さないという意向は確認している。学院とセンターの機能は確かに違うが、高等技術専門学院がこれまで培ってきた資格の取得、技能の向上等をいかにして滝川市の機能として残せるか、今後の協議事項とすることを確認しているところであり、中空知地域職業訓練センターが高等技術専門学院の機能も担える形が一つの落としどころかなと考えている。

水 口

決してあきらめていないという気持ちは理解できるが、一方で、「地域要望の協議にあたって」という提案をしているということは、なくなることをある程度前提として次の対策を講ずることを要望している一面もあると思うが、あきらめたくない、しかしそれを言い続けていても進展がないので、次の対策にも含みを持たせながら両面で対応していくことで確認してよいのか。

中嶋部長

現状を見ると存続に越したことはない。建設協会とも意見交換をしているが、冬場は本州の企業に技術者を連れて行き仕事をする、本州の企業に就職してしまう。若年層は戻ってこないし、その補てんをどうするかという問題が生じてくる。この問題について道にはそのまま伝えている。やはり技能者の適正というものについては、滝川地域にとっては必須条件で、基本的には存続をしてほしい。しかしながら中小企業の診断ではやはり条件で折り合わすしかないのかなという一面もある。今のところ全くだめということではなく、抽象的ではないのかまた、条件を出さなくてはだめなのかなと。理解をいただきながら期待しながら見守っていききたい。補足であるが、20年度の作成方針については、現在行っている。高等技術専門学院の学院長の実績をつくれるように、学生方針にかえて21年度6月に所信を発表する予定である。

委員長

他に質疑はあるか。

中 田

まさに台本のようなが、具体的な内容はどうか。

吉井課長

沼田学院長との間で緊密に情報交換をしており、広報への掲載はもちろんチラシ等によるPRや企業へのPRを市と連携して実施することで学院長と協議している。これが多少なりとも延命につながるかもしれないと考えている。

中嶋部長

高等技術専門学院からの要望を受けて、学生募集に関し広報1月号に掲載予約を取り紙面を確保しているところである。

中 田

学生募集に関し努力が足りないと思うが、市としていかにフォローしていくかが大切であり、そのような実績を見せて、その後の結果として廃止になるのであればやむを得ないことかもしれないが、手をこまねいて、ただ要望だけではなく地域としての実績を残してほしい。

中嶋部長	技術者の養成という面から工業高校を訪問し、高等技術専門学院の行く末が案じられることから、学院のほうにも目を向けてほしい旨のお願いをしてきたところでもある。
委員 長 田 村	他に質疑はあるか。 学院には寮があったが、その寮を取り壊したと思う。それは学院が廃止になるから壊したと考えていたが、募集に応じて地方からの通学者はもう寮に入ることにはできないと思う。そういうことも含めると廃止を前提に寮をやめたともとられかねないがいかがか。あわせて、網走市の現状はどうか。
吉井課長	寮の取り壊しは3年ほど前と記憶しているが、その時点では統廃合の情報は得ていなかった。寮については老朽化し、利用者が減少してきたこと等が理由と認識している。統廃合を想定しての取り壊しではないと考えている。網走の実情については、滝川市と同じ状況に置かれており同じようなスケジュールの中で行動しているが、存続要望という拳を振り上げた状態で、落としどころがなく困っていると聞いている。滝川市に対して対応方の照会もあり、多少の意見交換はしたところである。存続要望という拳は振り上げたが、道の中長期ビジョンは淡々と進んでおり、対応方に苦慮しているようである。
田 村	実績から見ると地方からの入学者がいるから寮があったと思うが、今後地方からの入学者に対する援助策は考えているか。
中嶋部長	平成19年度の3学科の状況は、板金科で遠いところで富良野市、八雲町で、電気工事及び建築では全員空知管内である。市としては利用の減少が取り壊しの原因と認識しており、地方からの入学者に対しては学院とも連携して、住居の斡旋等対応したい。
委員 長 副委員長	他に質疑はあるか。 延命の可能性もある中で2月に道との具体的協議開始ということだが、地域要望の中に、統合・廃止後における土地・建物の地域政策実現に向けた活用に対する便宜とあるが、かなり大きな不動産で売却すればかなりの金額のものと思われる。最近の北海道の状況を考えると、北海道でスキルアップということであれば北高や林務署のようなわけにはいかないと思うが、見通しと市のスタンスを伺う。あわせて関連事項として、砂川市にある障害者機能開発訓練校も北海道の施設であり、所管が学院と同じかどうか分からないが、かなりの縮小が新聞発表されており、設置は砂川市であるが、かなりの滝川市民が利用している。障がい者の職業訓練施設としては道内唯一の施設でありながら縮小されるようであるが、今後中空知地域職業訓練センターを中心にしていき、あるいは延命策として障がい者も利用できるような施設にしていこうということも含めての計画づくりが必要と考える。状況等について伺う。
中嶋部長	跡地については売却の意向のようであるが、市としては跡地対策については白紙である。障がい者職業訓練については、学院に関する中長期ビジョンであり、砂川の施設に関連しては接触を持っていないが、滝川市においても障がい者の職業訓練を取り入れるべきである旨の意見を北海道に対し提起したい。
委員 長	12月中に調整しながら行うこととし、所管で準備を頼む。 他に質疑はあるか。(なし)
	(6) については報告済みとする。
	(7) アクロスプラザたきかわの出店状況について
委員 長	(7) について説明願う。

岸次長 委員長 副委員長	(別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。質疑はあるか。 ゼビオは東町内の移転、はるやまは新町から東町へ移転、中心商店街からもほんだ菓子店が東町へ移転と、さらに東町へ集中の方向で中心街の空洞化が加速している。こうした中で中心市街地活性化計画の検討を進めていると思う。JAの店舗付きの駐車場を拡張する計画があるが、これは農協の集客効果を高めるためである一方、ジョイの賃貸契約が1月末までとなっている様子を見ているのではないかという話も出ている。ジョイや農協に対する市の支援策は今しかないと思うが、現在どのような対応を行っているか。
中嶋部長	JAに関してはジョイの動きとは関係ないとの組合長の話であり、駐車場の狭隘化で以前から苦情があり、それに対する改善策ということである。ジョイについては、いろいろな噂が流れていることもあり、それらを確認する意味も含めて情報交換のため会社との接触を近々予定しており、その際市の支援策も含めて協議の予定である。
委員長 中田	他に質疑はあるか。 先般市長との話の中で、この委員会と所管でのアクロスプラザの正式な視察について話題になり、まちづくりについての意見交換など確認したらよいのではないかという話であった。所管としては具体的な指示を受けているか。
千田室長	市長からは先日、アクロスプラザに対して正式な視察の申し入れを行うよう指示を受けている。中田委員（議長）とコンタクトを取りながら進めるようにとの指示でもあることから、鋭意準備を進めている。
中田	私とコンタクトを取りながら進めるということであるが、経済建設常任委員会を中心となって進めるほうが適切と考えるので、委員長にお願いしたい。
委員長	中田委員からアクロスプラザの視察に関する意見があったが、いかに取り扱うか。（委員からは、視察をすることに異議なしの声） 所管には相手方とコンタクトを取ってもらい、日程を調整のうえ、正副委員長に実施日を一任することでよいか。（よし）
中嶋部長 委員長	ホームックを通して全体を管轄する会社と調整をしたい。 他に質疑はあるか。（なし）（7）については報告済みとする。
	(8) 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例について (9) 滝川市航空科学センターの指定管理について (10) 産業サポート助成事業について
委員長 長瀬室長 中嶋部長 長瀬室長 委員長 副委員長	(8) から (10) までの3件を一括して説明願う。 ((8) について、別紙資料に基づき説明する。) ((9) について、別紙資料に基づき説明する。) ((10) について、別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。一括して質疑を行う。質疑はあるか。 産業サポート助成事業は大手の企業は対象としないとなっていたと思うが、おいおい内科循環器クリニックのような医療関係がサポートをしなければならない分野なのか。今回の事案では、何に対して、いくら助成したのか。あわせて、今回の事案は法人への助成ではなく、個人への助成だと思うが、これに関する議論はなかったのか伺う。
長瀬室長	事業費は、建物、土地等含めて822万5,000円で、100万円の申請があり、百万円の助成を予定している。この案件では、ハローワークを通じて厚生労働省

に対して雇用の助成金申請を併願中であり、今回、7名を採用予定である。雇用後の創業助成金については創業後1年後と規定されていることから、現状併願となっている。あくまでも、産業サポート助成金は国、道の助成金を優先しており、厚生労働省の助成が該当になれば、産業振興協議会への助成は取り下げることになっている。協議会としては医療関係への助成について議論があったところであるが、対象外業種になっていないことから、今後検討が必要と確認された。

副委員長

この事案については、例えば、障がい者にやさしいバリアフリーの行き届いた設計だとか、特別の場合は認めることも必要かと思うが、今回一度認定してしまうと今後はメディカルモールも認めなければならなくなる。非常に問題であると考え。今後弁護士の開業など間違いなく利益が出る分野については除外の検討を求める。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(8) から (10) までは報告済みとする。

中嶋部長

今回、経済部としては中心市街地活性化計画についての報告をしなかったが、現在内閣府と最終の詰めの作業を行っている。既に素案ができ上がっており、本日配付できると思うが、まだ内閣府との事前協議が必要なことから、スケジュール的には年内に正式申請を行いたいと考えている。委員長とも相談のうえ、本日配付する素案については、第4回定例会後年内に委員会を開催していただき、説明し意見を伺いたい。パブリックコメントとしては、ホームページに概要の掲載、公共施設14カ所に素案を備えつけて縦覧できるようにし、市民からの意見を集約したい。

委員長

経済部長の説明のとおり、中心市街地活性化計画については改めて委員会を開催し、事前に配付される素案を熟読してから報告を受けたいが、開催日は、視察の件も含めて正副委員長に一任されたい。

休 憩 11:41

再 開 11:50

委員長

会議を再開する。(11) から (13) までの3件を一括して説明願う。

(11) 滝川都市計画特別用途地区（大規模集客施設立地制限地区）の変更について

(12) 滝川都市計画大規模集客施設制限地区建築条例の制定について

(13) 滝川都市計画特別工業地区建築条例等の改正について

堀下課長

((11) について、別紙資料に基づき説明する。)

三谷課長

((12)、(13) について、別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。一括して質疑を行う。質疑はあるか。(なし)

(11) から (13) までは報告済みとする。

(14) について説明願う。

(14) 専決処分について

三谷課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)

(14) については報告済みとする。(15) 及び (16) の2件を一括して説明願う。

(15) 上下水道料金請求先口座誤りについて

(16) 中空知広域水道企業団水道料金の改定について

千葉室長

((15)、(16) について、別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 水 口	説明が終わった。一括して質疑を行う。質疑はあるか。 口座の誤りについて確認したいが、平成 12 年 10 月に口座引き落としの申し出があり、それを別の口座から引き落としのため全額還付した。当該料金分を全額請求したいが時効分を除いたものを請求するとのことだが、本来支払いすべきところには一切請求されておらず、全く料金も支払われていなかったことになるのか。口座の引き落としは 2 口分の水道料金が引き落とされていたのか。
千葉室長	口座からの引き落としを申し出た方は 3 件の家を持っており、3 件分の口座引き落としを申し出た。その際に電話での受付であり、類似の事業所があったため、間違った形で電算入力ミスをしてしまったものである。したがって内容的には、ある方は 2 口分引き落とされたり、ある方は本来 3 口分あるものを 2 口分しか引き落としていなかったというような事例である。
委員 長	他に質疑はあるか。(なし) (15) 及び (16) については報告済みとする。 (17) から (20) までの 4 件を一括して説明願う。 (17) 滝川市道路占用条例及び滝川市下水道条例の改正について (18) 一般会計補正予算(除雪機械購入)について (19) 除排雪事業について (20) 一般会計土木費(住宅管理費)の減額補正について
大平課長	((17) について、別紙資料に基づき説明する。)
川本副主幹	((18)、(19) について、別紙資料に基づき説明する。)
三谷課長	((20) について、別紙資料に基づき説明する。)
委員 長 山 腰	説明が終わった。一括して質疑を行う。質疑はあるか。 住宅管理費の減額補正について、入札差金に伴う減額だと思うが、余りにも入札による差金が大きいのはなぜか。
三谷課長	教育委員会の所管になるため建築住宅課としては詳細にはわからないが、入札の執行率がすべて 50 パーセント程度で執行されている。また、資料にある事業費残額は、予算額から入札、落札金額を引いたものとイコールになっていない。これは、学校の耐震診断業務は補助制度上、限度額が設定されている。積算段階では棟ごとに計算をしており、面積の違いにより限度額もそれぞれ決められているためイコールとなっていない。
委員 長	他に質疑はあるか。(なし) (17) から (20) までについては報告済みとする。
委員 長	2 第 4 回定例会以降の調査事項について 第 4 回定例会以降の調査事項については、別紙のとおりでよいか。(よし)
委員 長 飯沼事務局長	3 その他について 事務局から 1 件報告願う。 おわびと報告をする。先月実施した委員会の行政視察の旅費の積算に誤りがあった。監査からの指摘に基づき事務局としても精査した結果、指摘のとおりであることが確認された。旅費については公共交通機関を利用し、最も安価な手段で支出することが前提であり、今回の場合は公共交通機関の営業キロの積算に間違いがあった。精算した結果、1 人当たり 210 円を追支給させていただく。
委員 長	他にあるか。(なし)
委員 長	3 次回委員会の日程について 次回委員会は、正副委員長に一任することでよいか。(よし) 視察に関しては確認済みであるが、視察箇所を追加することで考えたい。公営住宅建替事業を行っている江陵団地の進捗状況も視察することとしたい。

以上をもって、第7回経済建設常任委員会を閉会する。

閉 会 12 : 30